条例公布第５号

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年７月５日

宇和島地区広域事務組合
組合長　岡原文彰

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

別表第1(第15条関係)
居住費及び滞在費

	ユニット型個室	従来型個室	多床室
組合の居住費及び滞在費(日額)	2,430円	1,171円	855円
居住費等の基準費用額告示(日額)	2,006円	1,171円	855円

別表第2(第15条関係)
居住費及び滞在費の負担限度額

所得の区分	概要	居住費及び滞在費の負担限度額(日額)		
		ユニット型個室	従来型個室	多床室
1	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて，課税年金収入額が80万円超266万円未満の者等	1,310円	820円	370円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて，合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者等	820円	420円	370円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて，老齢福祉年金の受給者，生活保護の受給者等	820円	320円	0円
4	所得の区分1から3以外の者	2,006円	1,171円	855円

※　所得の区分1，2，3は，居住費及び滞在費の負担限度額告示

改正後

別表第1(第15条関係)
居住費及び滞在費

	ユニット型個室	従来型個室	多床室
組合の居住費及び滞在費(日額)	2,430円	1,231円	915円
居住費等の基準費用額告示(日額)	2,066円	1,231円	915円

別表第2(第15条関係)
居住費及び滞在費の負担限度額

所得の区分	概要	居住費及び滞在費の負担限度額(日額)		
		ユニット型個室	従来型個室	多床室
1	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて，課税年金収入額が80万円超266万円未満の者等	1,370円	880円	430円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて，合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者等	880円	480円	430円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて，老齢福祉年金の受給者，生活保護の受給者等	880円	380円	0円
4	所得の区分1から3以外の者	2,066円	1,231円	915円

※　所得の区分1，2，3は，居住費及び滞在費の負担限度額告示

の表に規定する所得の区分一，二，三の区分とする。

別表第3(第15条関係)

居住費の特定負担限度額

所得の区分	概要	居住費の特定負担限度額(日額)		
		ユニット型個室	従来型個室	多床室
1	実質的負担軽減者以外であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者等	1,310円	820円	370円
2	実質的負担軽減者であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者等	1,310円	0円	0円
3	実質的負担軽減者以外であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者であつて，合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者等	820円	420円	370円
4	実質的負担軽減者であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者であつて，合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者等	820円	420円 ただし，次に掲げる場合にあつては，それぞれ次に掲げる額とする。 ア　利用者負担5%に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が，費用徴収額を上回	370円 ただし，利用者負担5%に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が，費用徴収額を上回る場合にあつては，0円

の表に規定する所得の区分一，二，三の区分とする。

別表第3(第15条関係)

居住費の特定負担限度額

所得の区分	概要	居住費の特定負担限度額(日額)		
		ユニット型個室	従来型個室	多床室
1	実質的負担軽減者以外であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者等	1,370円	880円	430円
2	実質的負担軽減者であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者等	1,370円	0円	0円
3	実質的負担軽減者以外であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者であつて，合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者等	880円	480円	430円
4	実質的負担軽減者であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者であつて，合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者等	880円	480円 ただし，次に掲げる場合にあつては，それぞれ次に掲げる額とする。 ア　利用者負担5%に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が，費用徴収額を上回	430円 ただし，利用者負担5%に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が，費用徴収額を上回る場合にあつては，0円

			る場合(イに掲げる場合を除く。)320円 イ　利用者負担5%に食費の特定負担限度額及び一日につき320円とした居住費の特定負担限度額を加えた額が，費用徴収額を上回る場合0円	
5	実質的負担軽減者以外の者であつて次に掲げる者等 ア　本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者 イ　生活保護の受給者	820円	320円	0円
6	実質的負担軽減者であつて次に掲げる者等 ア　本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者及びこれに準ずると認められる者 イ　生活保護の受給者	820円	0円	0円
7	所得の区分1から6以外の者	2,006円	1,171円	855円

※　所得の区分1から6は，居住費の特定負担限度額告示の表に規定する所得の区分一から六の区分とする。

※　費用徴収額とは，法の施行の際現に施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法第28条第1項の規定により市町村の長が

			る場合(イに掲げる場合を除く。)380円 イ　利用者負担5%に食費の特定負担限度額及び一日につき380円とした居住費の特定負担限度額を加えた額が，費用徴収額を上回る場合0円	
5	実質的負担軽減者以外の者であつて次に掲げる者等 ア　本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者 イ　生活保護の受給者	880円	380円	0円
6	実質的負担軽減者であつて次に掲げる者等 ア　本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者及びこれに準ずると認められる者 イ　生活保護の受給者	880円	0円	0円
7	所得の区分1から6以外の者	2,066円	1,231円	915円

※　所得の区分1から6は，居住費の特定負担限度額告示の表に規定する所得の区分一から六の区分とする。

※　費用徴収額とは，法の施行の際現に施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法第28条第1項の規定により市町村の長が

同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額 ※　実質的負担軽減者とは，施行法による負担軽減措置により実質的に負担軽減を受けている者(平成 17 年 9 月 30 日において施設介護サービス費の利用者負担割合が 5%以下の者)をいう。	同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額 ※　実質的負担軽減者とは，施行法による負担軽減措置により実質的に負担軽減を受けている者(平成 17 年 9 月 30 日において施設介護サービス費の利用者負担割合が 5%以下の者)をいう。

附　則

この条例は、令和６年８月１日から施行する。